

感染症治癒証明書

保護者様

押上第二幼稚園

お子さまが感染症の病気になった場合は、完全に治してから登園しましょう。

ご参考までに、学校保健安全法に定められたものを付記いたします。出席停止の期間については、以下の通りです。

尚、医師により感染のおそれがないと認められたときにはこの限りではありません。

医師に証明書を記入してもらい、登園するときにお持ちください。

該当疾患に☑をお願いします

✓	病名	出席停止の期間
	百日咳	特有の咳が無くなるまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終わるまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	解熱した後、3日をすぎるまで
	風しん（三日ばしか）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺のはれが確認できた後、5日をすぎ、かつ、全身状態がよくなるまで
	水痘（水ぼうそう）	発しんが消えるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	おもな症状が無くなった後、2日をすぎるまで
	結核	感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	感染のおそれがないと認められるまで
	流行性角結膜炎	感染のおそれがないと認められるまで
	急性出血性結膜炎	感染のおそれがないと認められるまで
	溶連菌感染症	治療開始1日をすぎ、全身状態がよくなるまで
	伝染性紅斑（りんご病）	発しん以外の症状がなくなるまで
	手足口病	熱が下がって口内炎が消えるまで
	ヘルパンギーナ	熱が下がって口内炎が消えるまで
	感染性胃腸炎	下痢、嘔吐症状が軽減した後、感染のおそれがないと認められるまで
	とびひ	とびひが乾燥して、かさぶたが自然に脱落するまで

押上第二幼稚園 園長殿

組 園児氏名

月 日から登園してもよいことを証明いたします。

令和 年 月 日 医師